

令和 7 年 7 月 8 日

高齢者施設等 開設者 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長

令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた協力医療機関に関する届出について

日頃から、本市高齢者福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 6 年度介護報酬改定では、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築し、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう、協力医療機関と平時からの連携、急変時の電話相談・診療の求め、相談対応・医療提供、入院調整、早期退院等について、あらかじめ定めることが義務化（経過措置を 3 年とし、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護については努力義務）されました。

令和 6 年度から届出を義務とした施設等と協力医療機関との連携状況等の届出について、前年度から引き続き提出されていない施設等におかれましては、速やかに提出してください。

なお、国が実施した調査では、課題として、提携を試みたが至らなかったケースや、どこに相談すればよいか分からないといった情報収集段階のケース等が報告されています。協力医療機関との連携については、入所者等への適切な対応に直結するものであり、経過措置期間に関わらず、可及的速やかに全ての施設等において連携が図られることが重要です。本市においても、届出の記載事項を基に、市内施設等の協力医療機関との連携体制、協議の進捗、協議を行っていない場合はその理由等を把握し、連携体制の構築に向けた課題と必要な支援策の検討を進めてまいります。

【届出方法】

Logo フォームに必要事項を入力して送信してください。協力医療機関を定めている場合は、協定書の写し等、協力内容がわかる文書のスキャンデータを添付して送信してください。

【届出用 Logo フォームアドレス】

<https://logoform.jp/form/FUQz/944197>

※右の二次元コードからもアクセスできます。



(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係)

電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 9 1 0

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6